

九十九里町風しんワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 5 月 2 5 日

九十九里町長 浅 岡 厚

九十九里町告示第 7 3 号

九十九里町風しんワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

九十九里町風しんワクチン接種費用助成事業実施要綱(平成 3 0 年九十九里町告示第 1 0 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の九十九里町風しんワクチン接種費用助成事業実施要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。